



2025～2026 年度
連合東京政策・制度要求

2025～2026 年度政策・制度要求について

東京都の 2025（令和 7）年度予算は、一般会計予算が 9 兆 1,580 億円と前年度に比べて 7,050 億円増で 5 年連続過去最大規模となりました。また都税収入は、前年度比 8.5% 増の 6 兆 9,296 億円となっています。都は同予算について「不確実性が高まる社会情勢の中、『成長』と『成熟』が両立した持続可能な都市の実現に向けて、全ての人が輝く東京の未来を切り拓く予算」とし、積極的な施策展開と持続可能な財政運営を両立する予算方針を示しています。

国内の経済情勢は、企業収益の改善により堅調さは維持されており、雇用・所得環境も改善の動きが続く中で、個人消費に持ち直しの動きがみられるなど、景気の緩やかな回復が続いています。他方、物価高は家計の実質的な可処分所得や消費の減少などの副作用をもたらしており、国民生活は依然として厳しい状況におかれています。

内閣府発表の日本の実質 GDP は、2024 年度に前年度比 0.8% 増と 4 年連続のプラス成長となり、名目で初めて 600 兆円を超えました。しかし、2025 年 1-3 月期の実質 GDP は、前期比年率で 0.2% 減であり、5 月発表の速報値からは上方修正されましたが、今後については、米国トランプ政権の関税措置等の影響による景気減速の懸念が残る状況です。

厚生労働省発表の 2025 年 4 月の所定内給与は、前年同月比 2.2% 増となったものの、実質賃金は 1.8% 減と 4 か月連続のマイナスとなりました。経済の自律的回復のため、物価を上回る賃金の継続的な引き上げが重要です。

東京都内の雇用情勢は、2025 年 1-3 月の完全失業率が 2.5% と前年同期比と変わらず、同年 4 月の有効求人倍率は 1.79 倍で前月比 0.03 ポイント増となりました。東京労働局は「雇用情勢は緩やかに持ち直しているものの、物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。」と示しており、女性や就職氷河期世代等の不本意非正規雇用労働者、就労困難者等の安定雇用と賃金向上が課題となります。

経済の本格回復と自律的成長に向け、生産性向上、適正取引の推進、賃金の引き上げが急がれる中、すべての業種で深刻な人手不足が続いており、特に中小企業への就労支援と能力開発の拡充が必要です。併せて、生活困窮者、就労困難者、外国人労働者等の困難を抱える人が社会とながり、安心して就労し生活するための重層的かつ伴走型の支援も重要です。加えて、少子化、超高齢社会に向けて、人にやさしい持続可能なまちづくりが求められており、子どもの平等な教育機会の提供や、すべての世代が安心できる社会保障制度の確立が必要です。一人ひとりの多様性が尊重される社会づくり、良質な医療・保健・介護サービスの提供、子育て支援の人材確保と処遇改善、学校教職員の多忙解消など、都民の生活を守り、社会を支える人づくりのため、連合東京は、「働くことを軸とする安心社会」と「持続可能で包摂的な社会」の実現をめざし、すべての働く者・生活者のための「2025～2026 年度政策・制度要求」を行います。

○働くことを軸とする安心社会

働くことに最も重要な価値を置き、誰もが公正な労働条件の下、多様な働き方を通じて社会に参加すること、社会的・経済的に自立することを軸とし、それを相互に支え合い、自己実現に挑戦できるセーフティネットが組み込まれている活力あふれる参加型社会。

○持続可能で包摂的な社会

持続可能性と包摂性を基底に置き、年齢や性別、障がいの有無、国籍などにかかわらず多様性を受け入れ、互いに認め支え合い、誰一人取り残されることのない社会。

目 次

1	雇用・労働政策・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
1.	人材の確保・定着・育成	
2.	雇用安定と所得向上	
3.	ワークルール等の周知	
4.	ソーシャルファームの拡大	
5.	障がい者雇用の促進	
6.	外国人労働者の就労等支援	
2	中小企業・ものづくり政策・・・・・・・・・・	6
1.	適正取引の推進	
2.	中小企業支援の強化	
3.	ICT およびものづくりの人材育成	
3	まちづくり・環境・エネルギー政策・・・・・・・・	8
1.	都市交通問題の解決	
2.	人・環境にやさしいまちづくり	
3.	災害に強い都市づくり	
4.	カーボンニュートラルへの対応と持続可能な都市づくり	
5.	島しょ地域の安全・安心確保と活性化	
4	ジェンダー平等・人権政策・・・・・・・・・・	13
1.	困難な問題を抱える女性への支援の強化	
2.	ワーク・ライフ・バランスの推進	
3.	ハラスメントの根絶と多様性の尊重	
4.	人権の尊重と擁護	
5	消費者政策・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
1.	カスタマーハラスメント対策の更なる強化	
2.	消費者被害の防止	
3.	循環型社会に向けた持続可能な資源利用	
4.	万引き対策	
6	行財政政策・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
1.	多摩格差の解消	
2.	行財政支援の強化	

3. 持続可能な公共調達	
4. 公職選挙の投票率向上	
7 社会保障政策	18
1. 良質な医療・保健サービスの提供	
2. 介護人材の確保と処遇改善策	
3. 子ども・子育て支援の強化	
4. 困難を抱える若者の自立支援	
5. 生活困窮者支援の強化	
8 教育政策	20
1. 子どもの教育機会の保障	
2. 学校教職員の多忙解消とメンタルヘルス対策	
3. 実社会に役立つ教育の充実	
【用語解説など】	22
【参考】令和7年度東京都予算ヒアリングにおける都知事への政策要望書	27
【参考】令和7年度東京都予算案に対する事務局長談話	29

雇用・労働政策

1. 人材の確保・定着・育成

(1) 【重点要求】

中小企業の人材確保・定着のため、企業における人材確保、働き方改革や賃金引上げ等によるエンゲージメント【注 1】向上に向けた取り組み、人材育成を通じた生産性の向上等を支援しているが、各支援事業の実施状況、施策効果を検証した結果を公表し、必要な改善を図ること。

(2) 成長産業分野での人材確保・育成のため、成長産業人材雇用支援事業、デジタル人材確保・就職促進事業、DX【注 2】実践人材リスキリング支援事業、成長産業分野へのキャリアシフト等支援事業等を推進しているが、利用者数、正社員就業者の実績を把握すること。併せて、施策効果を検証した結果を公表し、必要な改善を図ること。

(3) 東京都立職業能力開発センターの入校要件として、健康診断書が必要となっている。入校者の経済的負担を軽減するため、受診先を案内するとともに受診料を負担すること。

(4) 人手不足業界の人材確保・定着の改善に向けて、キャリアチェンジ再就職支援事業、業界別人材確保強化事業、働き方改革パワーアップ応援事業等の実施状況、施策効果を検証した結果を公表し、必要な改善を図ること。

2. 雇用安定と所得向上

(1) 女性や就職氷河期世代【注 3】等の不本意非正規雇用労働者、就職困難者や追加就労希望者等が、それぞれ希望する働き方ができ、所得向上に資するよう、より効果的な施策展開を図ること。また、それらの施策の実施状況、施策効果を検証した結果を公表すること。

(2) 各種の労働移動・人材シフトに関する施策については、成長産業での職種を経験しながら正社員としての就職を支援しているが、実施状況、施策効果を検証した結果を公表し、必要な改善を図ること。

3. ワークルール等の周知

(1) 労働法ワークルールの周知拡大を図るため「TOKYO 就職 Navi」のトップ画面のコンテンツメニューに「働くときのルールや労働相談」という項目を設けること。

4. 【重点要求】ソーシャルファーム【注 4】の拡大

(1) 東京都認証ソーシャルファーム事業所への支援において、その事業の安定経営を担保するため、経費補助を 10 年間に延長すること。

また、期限の迫っている認証ソーシャルファーム事業所について、経営状況を調査し、ニーズを踏まえたうえで補助期間の延長、補助金の増額、適切な補助項目を検討すること。

5. 障がい者雇用の促進

- (1) 東京都内の障がい者実雇用率が法定雇用率を上回るよう、各種施策を総合的に推進すること。
- (2) 障がい者雇用の事業者支援を強化するため、奨励金や助成金等の効果検証の結果を公表し、障がい者雇用率の改善に向け、増額等の必要な改善を図ること。

6. 外国人労働者の就労等支援

- (1) 外国人労働者の適正な労務管理について、具体的な助言や支援等を東京外国人材採用ナビセンターWeb サイト等で周知し、その拡充を図ること。
また、近隣の外国人在留支援センター（フレスク）内に設置されている「東京外国人雇用サービスセンター」との連携を強化すること。
- (2) 外国人労働者への各種インフォメーションには、文字だけではなく動画の活用が有効と考えられることから、Web サイトにわかりやすい動画を掲載し、周知の強化を図ること。
- (3) 東京都多文化共生ポータルサイトにつながるQRコード付カード（フリーダイヤルの情報も掲載）を、区市町村の窓口や町会・自治会、支援団体等を通じて地域に暮らす外国人に渡してもらうことにより、これらサービスの認知拡大と利活用の促進が図られている。この取り組みについて、ポータルへのアクセス数、カード配布枚数の政策効果を評価し、必要な改善を図ること。

中小企業・ものづくり政策

1. 適正取引の推進

(1) 【重点要求】

労務費の適正な価格転嫁取引を推進するため、以下の内容に取り組むこと。

- ① 中小企業やフリーランスの価格交渉の支援・促進、適正取引の推進強化のため、「下請センター東京」の相談員等を増員し、各種相談・支援、企業巡回等の実施件数を拡大すること。
 - ② 「下請センター東京」の認知度向上のため、事業内容を広く周知し、利用拡大に繋げること。
 - ③ 下請法等関係法令、「下請適正取引等推進のためのガイドライン」や、中小企業支援策の普及のために、金融機関や行政機関、各団体に対して助成金や講習会に関する情報の周知および連携を強化すること。
 - ④ 下請関連法の業種別ガイドラインの普及啓発のため、企業巡回の実施状況を公表すること。
- (2) 「パートナーシップ構築宣言」の登録企業を増やすため、東京都 Web サイトに、登録企業を対象とした講習会の実施状況および経営相談・専門家派遣の実施件数を公表すること。
- (3) 連合と全国中小企業団体中央会が推奨する団体協約について、東京都 Web サイトにおいても積極的に周知すること。

2. 中小企業支援の強化

- (1) デジタル技術導入促進ナビゲーター事業について、制度の利用促進を図るために各関係機関・団体と連携し、更なる周知活動を行うこと。

3. ICT およびものづくりの人材育成

- (1) デジタル人材育成支援事業の対象者など、情報リテラシー【注 5】の基礎教育にあたっては、AI といった先端技術の動向を踏まえ、著作権侵害やディープフェイクによる人権侵害などの懸念への対策のため、更なる強化に取り組むこと。
- (2) 企業のイノベーションの創出および ICT ソリューション【注 6】人材の育成のため、各部横断的連携を行い、大学・研究機関との共同開発等を希望する中小企業に対して、産学官連携の機会を提供していくこと。
- (3) ものづくり産業の中小企業における ICT ソリューション人材の確保のため、東京都立産業技術高等専門学校での情報セキュリティ技術者育成プログラムについて、情報セキュリティ関連企業に従事する企業への就職率及び同社の就職後 1 年以内、3 年以内の離職率の調査と効果検証を行うこと。
- (4) 2024 年度に実施した「中高生政策決定参画プロジェクト」において、中高生から直接提案され、2025 年 7 月下旬より実施予定の「中高生と企業・団体をマッチングする職業体験の新たな仕組み」について、実施の効果検証を図ったうえで、募集時期の追加、募集企業・団体数の拡充を行っていくこと。

- (5) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助の拡充を図るとともに、ものづくりマイスター制度の周知強化（ポスター、パンフレット等の活用）を行うこと。

まちづくり・環境・エネルギー政策

1. 都市交通問題の解決

(1) 【重点要求】

鉄道駅のホームからの転落および接触事故が依然として発生している中、インバウンドによる鉄道利用者の増加により、さらに事故発生リスクが高まっている。引き続きすべての駅でホームドアの設置が推進されるよう取り組むこと。

(2) 高齢者の免許返納後の移動の権利を支えるため、多摩都市モノレールを、シルバーパスの適用とすること。

(3) トラック・運送事業者の長時間労働解消、交通渋滞緩和のため、引き続き、集配や荷捌きのための貨物車専用駐車スペースの設置を進めること。また、道路上での大型貨物・自動車運搬車両等の積み下ろし作業など、多目的利用ができる空間の創出について、自治体、関連事業者と連携し具体策を推進すること。

(4) 東京都駐車場条例における駐車施設の附置義務基準では、荷捌き駐車施設について、事務所用途の場合は床面積 5,500 ㎡ごとに 1 台設置するとしているが、荷物が少量多頻度化している実態に合っていない。その設置台数についても一般駐車施設の附置義務台数に含むことができるため、荷捌き駐車施設が十分に確保されていない。

国の標準駐車場条例の改正の動向を踏まえ、東京都駐車場条例施行規則を改定し、事務所用途の基準床面積を引き下げる。また、荷捌きスペースの場所と空き状況の表示を義務とすること。

(5) 従来の標準駐車場条例におけるはり下高さ基準 3mは、都内主力の 2 t トラックの車高 3.2 mに足りていない。

2025 年 3 月に改正された国の標準駐車場条例にあわせ、はり下高さ 3.2m以上になるよう東京都の条例を改正すること。

(6) 自転車に関与した事故件数は増加し続け、近年は高止まり傾向にある。自転車による交通違反や歩道でのスピードを出した危険運転などに対する取締りを引き続き強化するとともに、2024 年 11 月の道路交通法改正による罰則強化について周知すること。

(7) 電動キックボードについて、2023 年 7 月から適用された使用ルールおよび使用方法、罰則について、外国人利用者も含め利用者に周知徹底すること。また、同ルール適用後の交通事故発生件数を示すとともに対応策を講じること。

(8) 産業の活性化を図り、渋滞緩和による CO₂削減にも寄与するため、多摩地域の南北道路の整備を推進すること。

(9) 都内の LP ガススタンドは、販売量の減少、運営コスト（人件費、電気代等）の増加に加え、高額な開放検査費用の負担が重なり、深刻な財政難に陥っており、LP ガススタンドの数は急速に減少している。東日本大震災などの大災害では LP ガスを燃料とするタクシーやトラック、業務用車両が被災地での人命救助、支援物資の輸送に大きく貢献しており、被災地に

おける LP ガススタンドの維持は不可欠となる。

また、ゼロエミッション社会への移行期においても、既存の LP ガススタンドのインフラを活用しながら、将来のエネルギー供給ステーションへの展開や、多様なエネルギーに対応できるような機能の付加等を促進することによるスムーズな移行が可能と考える。既存の LP ガススタンドのインフラ維持に向け、補助金等の具体的な支援策に取り組むこと。

- (10) 全国のサービスステーション（SS）数は、ガソリン需要の減少、後継者難等により減少し続けているが、地域の燃料供給拠点として、政府のエネルギー基本計画においても、地域の重要かつ不可欠な「社会インフラ」とされており、防災の観点でも物資供給に不可欠な施設である。資源エネルギー庁では、市町村内の SS 数が 3 以下の自治体を「SS 過疎地」とし、東京都においても 11 の地域が公表されている中、消防庁においても SS 過疎を巡る対策に乗り出している。東京都として「東京都過疎地域持続的発展計画」の中で SS 過疎地への支援や対策に取り組むこと。

2. 人・環境にやさしいまちづくり

- (1) 高齢者の浴槽内での不慮の事故による死亡者数は交通死亡事故の約 2 倍発生している。特に冬季に危険性が高まるヒートショック事故の予防策には、家屋の断熱対策とともに脱衣所や浴室を事前に温める温度のバリアフリー化が重要であり、2021 年 3 月に閣議決定された新たな「住生活基本計画」において「ヒートショック対策等の観点を踏まえた良好な温熱環境を備えた住宅の整備」が掲げられている。これを踏まえ、東京都が行う「災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業」の各種断熱補助金制度において、脱衣室や浴室暖房設備の設置に係る費用を補助対象に加えること。また、「広報東京都」での掲載等を通じて、都民のヒートショックに対する認知度向上に取り組むこと。
- (2) 多摩産材の利用拡大や森林整備の促進は、山林火災発生時の延焼抑制や農作物の害獣被害低減にもつながるものとする。東京都森林協会との連携、自治体での認定も含む各種事業・制度などの PR 強化と活用促進により、多摩産材の利用拡大を図ること。また、それらの活用状況の昨年度比較を明らかにすること。
- (3) 特定外来種のヒアリ、セアカゴケグモ、トコジラミなどの害虫発見数は増加傾向にある。国内定着を防ぐため、港湾関係者、施設管理者、近隣住民に加え、貨物・運輸事業者等とも危機意識を共有し、年間の確認調査回数を増やすこと。併せて、特定外来種の発見時の連絡推進強化や防除、周辺調査範囲を拡大強化するとともに、運輸関係者への情報提供・共有を図ること。また、今後予測しうる害虫に対する早期対策を講じること。
- (4) 2020 年 4 月から「改正健康増進法」「東京都受動喫煙防止条例」が全面施行され、健康経営を推進する企業において、職場内やオフィスビルを全面禁煙とする事例が増加していることから、喫煙者による路上喫煙や吸い殻のポイ捨て等の環境悪化が懸念されている。そのため、総務省は各都道府県知事等に対し、駅前・商店街・公園等の場所における屋外分煙施設等の整備や、民間事業者への助成制度の創設等による、屋外分煙施設等の推進を通知している。

東京都においては、区市町村に屋外分煙施設の整備に向けた働きかけを行うとともに、民間事業者等への補助制度が設けられている 18 区に対しては制度の適切な周知、制度化されていない 5 区に対しては制度化に向けた働きかけを行うこと。

3. 災害に強い都市づくり

(1) 【重点要求】

非常災害に伴う大量の災害廃棄物を適切に処理できるよう、東京都として広域対応を行うため、区市町村等と連携した対応を行うこと。また、区市町村のみでは対応しきれないことも想定し、東京都として災害廃棄物収集における都民への分別の重要性周知、民間企業やボランティア団体等との連携による主体的な人材確保とより実効性を高めるための教育訓練の強化、資材や廃棄物収集車の確保とそれらに伴うより一層の予算処置を行うこと。

- (2) 埼玉県八潮市で発生した下水道管破損による大規模な道路陥没のように、ひとたび事故が発生すると、都民の財産と生命を脅かす恐れがある。ライフラインの重要性を再確認し、首都直下型地震への対策と併せて老朽化した上下水道管の早期更新に向けて、持続可能な体制を早急に構築すること。
- (3) 地震や集中豪雨、台風等の大規模災害による停電により社会経済活動や市民の生活環境に甚大な影響が及ぶことから、内閣官房や経済産業省において、地域防災計画の避難施設に位置づけられた公共施設等に「災害時にも対応可能な天然ガス利用設備（ガスコージェネレーション【注 7】システム、ガス空調等）の導入を行うことで避難者の安全確保、災害時における重要施設の機能維持を図る」こと等が掲げられている。これらを踏まえ、避難所等への上記天然ガス利用設備（停電対応型機種）の導入促進に向けた国の補助金に加えて、東京都における補助金等の具体的な支援策に取り組むこと。さらに各種電源となる大容量バッテリーの導入促進に向け、補助金等の具体的な支援策に取り組むこと。
- (4) 家庭用燃料電池（エネファーム）の導入拡大は CO₂排出量削減に貢献するとともに、再エネの調整電源や、地震・豪雨等の自然災害時のレジリエンス【注 8】強化にもつながることから、東京都が実施している「デマンドレスポンス活用を見据えた家庭用燃料電池普及促進事業」の助成金について、1 台あたりの助成額の増額やアグリゲーター【注 9】によるデマンドレスポンス実証（DR 実証）【注 10】に参加した場合の加算対象となる期間や加算金額の効果検証を行うこと。
- (5) 東京都として、災害時の小中学校における頭部保護器材の基本をヘルメットとし、区市町村が小中高等学校の児童・生徒、教員等、全員の防災ヘルメットを配備できるよう支援すること。
- (6) 大規模災害による経済活動や雇用環境の変化により、有期や契約社員の雇用が失われることが考えられる。復興に向けた事業を行うにあたっては失業者の雇用創出となる対策を講じること。

4. カーボンニュートラルへの対応と持続可能な都市づくり

- (1) 交通運輸事業者等における ZEV【注 11】への車両の転換は、車両リース・ローン期間の変更対応や充電設備・水素ステーション等の設備投資など、中長期的および具体的な対応が不可欠となる。ZEV の具体的導入・インフラ整備に向け、バス・トラック・タクシーや電力・電機・燃料等の業界代表参画による協議の場を設けること。その上で、業界ごとに説明会を開催すること。
- (2) ZEV 車両の価格高騰を踏まえ、1 台当たりの購入補助金の増額を行うこと。
- (3) 燃料費の高騰による運輸事業者の経営悪化に対処するため、東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業について、国の方針に依らず継続実施すること。
- (4) 東京都では 2025 年 4 月から新築住宅等への太陽光発電設置義務化が始まり、太陽光発電、断熱・省エネ性能等に関する全国初の新たな制度が導入されたことから、これら支援制度について広く普及啓発を行うこと。
- (5) 2050 年脱炭素社会の実現に向けて、再エネ由来の水素を用いた合成燃料「e-methane（イーメタン：合成メタン）」【注 12】や「e-fuel」【注 13】の導入促進等、新たに CO₂を排出しない各事業者の先進的な取り組みや温室効果ガスの削減、地産地消・循環型社会の形成にも寄与できるバイオガス【注 14】の普及拡大のための主体的な取り組みについて、次世代エネルギー開発への補助、事業者相互間や行政と事業者間との連携促進等を支援すること。
- (6) 空き家増加の抑制策として、一定期間の住居利用を要件とし、空き家の断熱等の環境に配慮したリノベーションに対する補助制度を実施すること。また、都内の既存住宅流通の活性化について具体策を示すこと。
- (7) 公営住宅、セーフティネット住宅、民間賃貸住宅の居住者の「燃料貧困」対策として、既存の公営住宅等の断熱化を進めること。また、断熱化補助を拡充すること。

5. 島しょ地域の安全・安心確保と活性化

- (1) 2025 年に各地で発生した沿岸部山林火災は、島しょ部においても発生の可能性があり、火災の早期発見・通報・消火に備える必要がある。
各島内の通信圏外エリア解消を早期に進めるよう、通信事業者への支援策を強化すること。
- (2) 島しょにおいて、医療・介護・保育・教育人材の不足が顕在化しており、以下の対応を図ること。
 - ①医療・介護・保育・教育人材の移住・赴任の促進策を講じること。
 - ②医療・教育人材確保に向けた支援策を強化すること。
特に、医療関係人材の確保に関しては夜間休日診療体制構築に向けた支援を行うこと。
 - ③介護・保育人材確保に向けた様々な支援事業のうち、島しょにおける人材確保の具体策を示し強化すること。
- (3) 島民が受験や入通院等やむを得ない事由で島嶼会館以外の都内ホテル等に宿泊する場合の割引制度を創設すること。
- (4) 島しょにおける特定外来生物（キョン、タイワンザル、クリハラリス等）による農作物被害

や交通事故が発生しているため、駆除対策を強化すること。

また、大島において椿の街路樹にチャドクガが大量発生したことにより人的被害が起きているため、市街地における街路樹整備を支援すること。

ジェンダー平等・人権政策

1. 【重点要求】困難な問題を抱える女性への支援の強化

- (1) 困難な問題を抱える女性への支援のための施策【注 15】について、若年女性が安心して単身で入居できる支援施設を、エリアごとに都内複数箇所設置すること。
また、いわゆるシェルターは、入所にあたりどうしても制限が多くなるため、相談女性の状況に合わせたタイプ別のシェルターを複数戸確保し、自治体からの受け入れについて柔軟に対応すること。
- (2) 女性相談支援員の約 4 割が会計年度任用職員で、相談員自らが自立できない給与水準である。女性相談支援員が、専門職として確保・定着が図れるよう、都独自の制度を構築するとともに、各自治体にも波及させること。
- (3) 外国籍の相談女性に対する公的な支援制度が確立しておらず、民間団体に頼らざるを得ない実態がある。東京都独自の支援策を構築し、各自治体と連携して支援体制を整備すること。

2. ワーク・ライフ・バランスの推進

- (1) 都内の企業における男性の育児休業取得率は年々上昇傾向にあることは評価しつつも、その一方で「TOKYO パパ育児促進企業」【注 16】の周知は不十分である。とりわけ企業登録マークによる効果やそのメリットを感じられるよう普及啓発に努めること。

3. ハラスメントの根絶と多様性の尊重

- (1) 配偶者暴力防止等民間活動助成事業について、手続きが煩雑で申請しづらいことから、申請をサポートする仕組みを構築すること。
- (2) 都が実施している「東京都性自認及び性的指向に関する専門電話相談」の効果検証を行うとともに、各種窓口寄せられた苦情・要望を所管局である総務局人権部が集約し、各局へ対応イメージを共有し対策を講じること。

4. 人権の尊重と擁護

- (1) 学校におけるいじめの根絶のため、「人権教育プログラム」の配布や、教員に対する研修だけでなく、相談窓口を外部（第三者機関が運営）に設置するなど、相談がいつでも受けられるような体制整備に努めること。

消費者政策

1. 【重点要求】カスタマーハラスメント対策の更なる強化

- (1) カスタマーハラスメント対策について、カスハラ被害による労働者（従業員）のメンタルケアなど、労働安全衛生の観点からも各企業（労使）が積極的に取り組むことができるよう、必要な支援を継続すること。また、取り組みが目に見える認証制度の導入などを検討すること。

2. 消費者被害の防止

- (1) 消費者被害の未然防止のため、各局間と教育庁の連携を強化し、若年層およびその保護者に対し、具体的な事例を交えた教育・啓発・知識の定着に取り組むこと。
被害防止対策の強化として、Web 広告対策（多様な SNS への対応、SEO 対策やリスティングなど）の強化に取り組むこと。
また、消費生活センターや警視庁、都民からの通報により疑わしい事業者を特定した際には速やかに公表、指導を行い、被害を拡大させないよう取り組むこと。
- (2) 消費者被害の約 3 割を占める高齢者に対しては、地域の見守りが必須である。見守りネットワークの強化に取り組むとともに、個人情報保護法、個人情報保護条例の例外規定である「消費者安全確保地域協議会」【注 17】を自治体に設立するための指導・補助を行うこと。
- (3) 特殊型詐欺および強盗による被害防止のため、高齢者等の見守りガイドブックの周知、強化に取り組むこと。また、詐欺と疑われる通話内容があった場合、あらかじめ登録した親族や地域（見守りネットワーク）などに通知が届く、通話録音・解析機能を備えた「特殊詐欺対策サービス」【注 18】に対する補助を行うこと。併せて、自宅訪問を行う詐欺業者などへの対策として、東京都が実施する機器等の導入を支援するための制度の周知を行うこと。
- (4) 悪質な火災保険金・共済金請求サポート業者によるトラブル防止をより効果的にするため、「東京くらし WEB」において悪徳業者のリストや特徴的な事例等を情報提供するなど、消費者がアクセスしやすくなるような工夫や、更なる注意喚起を促す周知を行うこと。

3. 循環型社会に向けた持続可能な資源利用

- (1) 東京都食品ロス削減推進計画【注 19】が 2021 年に策定されているものの、現在も商慣習の改善には至っていないように見受けられる。東京都として食品ロス削減に向けた実効性のある施策を明記し対応すること。
- (2) 公正取引委員会が 2025 年 5 月に公表した「フードサプライチェーンにおける商慣行に関する実態調査報告書」には「違反行為に対して厳正に対処する」とある。東京都においても関係各所と協力しながら、消費者の食の安全・安心の持続的な確保、食品の適正価格の維持に向け、価格転嫁や適正取引を促す啓発活動を行うこと。

4. 万引き対策

- (1) 万引きの現状として、現在も小売業で働く労働者に大きな負担や不安を与え、多大な損失をもたらしている。特にレジ袋有料化によるエコバッグ使用の増加やセルフレジの導入により、万引き対策の負担が増えている。また高齢者の再犯率が高く、その背景を踏まえた対策が求められている。都は関係各所と連携を図り万引きを減らすとともに、「東京万引き防止官民合同会議」【注 20】の活動を促進し、その活動内容をより周知すること。

行財政政策

1. 多摩格差【注 21】の解消

(1) 【重点要求】

東京都市町村総合交付金および補助金について引き続き拡充すること。また現在、算定基礎に含まれる「経営努力割」を廃止し、交付金について都税収入の一定割合を財源とするなど、制度のあり方について協議を行うこと。

- (2) 東京都公立学校給食費負担軽減事業について、23 区は全額無償化となった一方、市町村では 8 分の 7 相当分までしか支援されておらず、市町村総合交付金での対応となっている。本来、学校給食費は国が負担するものであり、都内での格差解消のためにも、国に対して無償化を強く要請すること。

また、物価高騰による食材費の確保についても併せて補助するなど、給食の質の低下を招かないようにすること。

- (3) 多摩地域の都保健所との連携強化のために設置された市町村連携課の、これまでの取り組みにかかる効果検証を行うとともに、都民の安心・安全確保の観点から、必要に応じて多摩地域に保健所を増設すること。

2. 行財政支援の強化

- (1) 会計年度任用職員の雇用年限については、国の期間業務職員の雇用年限が廃止されたこと、あわせて、総務省が発出する会計年度任用職員制度の事務処理マニュアルが改版されたことから、雇用年限を廃止すること。
- (2) 東京都が主催・共催する各種事業において、国連の指導原則に則した人権デュー・デリジェンス【注 22】に取り組むこと。

3. 持続可能な公共調達

(1) 【重点要求】

公契約条例は、都内 15 区 4 市で制定されており、1 区 2 市が条例案を示し、2 区 1 市が検討中である（2025 年 4 月現在）。公契約条例の目的は、東京都社会的責任調達指針の趣旨とも合致していることから、都発注の公共サービスのサプライチェーンにおける適正取引、働く人への適切な賃金・報酬の支払いを確保するため、東京都における適正な公共調達に関する条例を制定・施行すること。

- (2) 都の業務委託契約について、予定価格の積算時にあたっては参考見積だけでなく労働者に支払っている賃金・報酬の実態等についてサンプル調査し、参考見積、予定価格、落札率（最低制限価格）が適正であるかどうか点検し、必要な改善を行うこと。
- (3) 都発注事業のサプライチェーンにおける事業者間の適正取引の徹底のため、「下請センター東京」における下請事業者に対する支援をさらに強化するとともに、「下請センター東京」の

事業内容の周知をさらに行うこと。

4. 公職選挙の投票率向上

- (1) 若年層の政治参加を促進するため、区市町村の教育委員会および選挙管理委員会と連携し、小中高等学校における模擬選挙や、国や都の副教材の配布・活用、選挙出前授業等の主権者教育を継続すること。

また、2025 年 4 月に施行された小平市長選挙と並行して実施した「こども選挙」は都内初の開催となったことから、優良事例として水平展開するとともに実施に向けた予算措置を講じること。

- (2) 投票率が特に低い 20 代前半の投票率を向上するため、引き続き「二十歳のつどい」等において意識醸成を促すととともに、東京都公式動画チャンネルを効果・効率的に活用する等、SNS を駆使し投票行動につながる情報発信に取り組むこと。
- (3) 各種選挙の投票率向上のため、引き続き区市町村選挙管理委員会と連携し、駅や駅周辺施設、百貨店、スーパー等の大型商業施設など、人が多く集まる施設に期日前投票所および共通投票所を設置・増設するとともに、広報活動の強化および投票済証明書の発行を推進し、投票済証明書の活用による地域経済振興に向けて、地域の商業団体やレジャー施設等と連携すること。

また、投票機会の確保の観点から、投票時間を弾力的に設定するとともに、選挙当日は期日前投票所を共通投票所として使用できるよう、区市町村選挙管理委員会に働きかけること。

- (4) 各種選挙におけるインターネット投票システムの導入に向けては、デジタルデバйд対策や不正防止等に留意しつつ、国とも連携し取り組むこと。

また、開票作業の時間の短縮に向け、投票所内における投票行為の電子化にも取り組むこと。

社会保障政策

1. 良質な医療・保健サービスの提供

- (1) 東京都医療機関等物価高騰緊急対策支援金および地方独立行政法人の運営負担金について、診療報酬分は負担されても、それにかかる消費税分はすべて病院の持ち出しとなっていることから、消費税分を含めた価格転嫁を行うこと。

2. 介護人材の確保と処遇改善策

(1) 【重点要求】

介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当の支給により、介護人材の確保・定着の改善の一助になったものの、未だ全業種平均賃金にも届いていないこと、加えて介護現場での職種間格差も生じている実態があることから、対象職種および手当額を拡充すること。

- (2) 2025 年度に新規実施する「介護保険制度における介護職員等の昇給の在り方検討調査事業」での結果を速やかに公表するとともに、結果を踏まえ、東京都独自の新たな介護人材確保策を講じること。
- (3) 社会保険労務士による「介護職員処遇改善加算等取得促進支援事業」について、介護事業者にも事業内容の周知を徹底し、介護職員の処遇改善関連加算の 100%取得に向け取り組むとともに、支援事業の実績を公表すること。
- (4) 特別養護老人ホームの空床対策として、施設職員の人材不足を解消するため、施設職員に特化した介護人材確保策を独自に講じること。
- (5) 介護人材確保策を含め、さまざまな情報が個々にまとまりなく提示されていることから、WAM NET（ワムネット、福祉・保健・医療の総合情報サイト）の東京の介護版のような、介護事業者が遺漏なく情報を得られる、介護情報のまとめサイトを開設すること。

3. 子ども・子育て支援の強化

(1) 【重点要求】

2025 年度から新たに実施する東京都認証学童クラブ事業の運営にあたり、専用スペースや放課後児童支援員等の確保が喫緊の課題となることから、区市町村と十分に連携し、学校の空き教室や商店街の空き店舗の活用など、柔軟に対応する事業所等を支援すること。

- (2) 2025 年度から新たに取り組む、医療ケア児等の育ちの支援や病児保育推進事業をはじめ、更なる専門性と保育の質を含めた保育人材の確保が必要なことから、確実に賃上げにつながる東京都独自策を構築すること。また、更なる保育人材の確保・定着のため、特設サイトである「魅力ある保育」のアピールを強化すること。
- (3) 放課後児童支援員等はその勤務体制の特殊性から人材確保が困難であるため、放課後児童支援員等に特化した人材確保・処遇改善策を構築すること。

- (4) ヤングケアラーの実態を把握し、ヤングケアラーコーディネーターを適正に配置するなど、取り組みを強化すること。また、学校において、教師に対して、ヤングケアラーの正しい支援について研修を実施するとともに、自覚がない当事者、SOSを発信できない当事者に対して必要な支援につなげる区市町村の取り組みを支援すること。

4. 困難を抱える若者の自立支援

- (1) 改正児童福祉法により、20歳を超えた施設入所者について、入所支援継続が認められるようになったこと等、法律の周知を当事者も含めて図ること。
- (2) 「こども若者シェルター」【注 23】がスタートしたことから、中期的居住支援、若者住宅支援として、幅広い貧困の若年者を保護するため、東京都が自治体へ助成を行うこと。
- (3) 歌舞伎町で実施している「きみまも」【注 24】の効果・検証を行い、実態を示すこと。また、歌舞伎町での実態を踏まえ、特に若年女性の安心できる居場所として、「きみまも」の拠点を増やす等、検討すること。

5. 生活困窮者支援の強化

(1) 【重点要求】

生活保護の住宅扶助基準を満たす民間住居の9割以上に、エアコン・網戸が標準整備されている。入居者の命の危険がある熱中症の予防、最低限の住環境整備、入居後の問い合わせが最も多いことから、都営住宅にエアコン・網戸を早急に標準設備すること。また、困窮世帯のすべての住居においてエアコン・網戸の装備がすすむよう補助を拡充すること。

- (2) 区市町村の重層的支援体制整備事業の準備・推進、ソーシャルワークスキルの高いコーディネーターの確保のため、重層的支援体制整備事業、重層的支援体制整備促進事業を拡充し、財政等の支援を行うこと。
- (3) 生活困窮者に対して、フードバンク支援の強化、フードバンク団体とのマッチング、ボランティア等の人的支援、運営に関わる金銭的支援など、フードバンク運営団体に対しても具体的な支援を強化すること。
- (4) 小中学校の給食がない長期休業等において、困窮世帯へ必要な時に食料品を届けるため、フードバンクとの連携や子ども食堂の拡充等、区市町村や学校に食料品を迅速に供給できるよう支援の拡充を行うこと。

教育政策

1. 子どもの教育機会の保障

(1) 【重点要求】

物価高騰に伴い、各種貸付事業にかかる金額を増額すること。また、奨学給付金事業の対象要件について、所得制限の上限を引き上げること。

(2) 【重点要求】

奨学金については、保証人制度があることで、そもそも借りることができないなど、家庭環境により教育の機会が担保されない実態があることから、保証人制度を撤廃するなど柔軟な対応をすること。

また、介護人材・保育人材確保の観点から、福祉業界に就職したら奨学金が免除される制度（福祉人材奨学金返還支援事業など）を創設すること。

(3) 【重点要求】

都が実施している「受験生チャレンジ支援貸付事業」の実態を示すとともに、周知を行うこと。また合格できても入学金が用意できず入学辞退する実態があることから、入学金（1校分）も対象とすること。

(4) 都内高校のICT教育の推進のため、また周辺との地域格差を解消するためにも、私立学校に対するデジタル機器の教育環境整備の補助を拡充すること。

(5) 私立学校法では経理公開が義務化されていること、また文部科学省の見解でも外部への積極的な情報公開を期待していることから、正しく財務情報を公開していることを評価する助成制度を創設すること。

(6) 日本語指導ニーズのある児童が多い学校において、日本語学級を設置せず講師等を多用して取り出し授業を行っている場合がある。日本語加配教員が、コーディネート役に忙殺され、本来の授業とのダブルワークとなっている現状があることから、日本語学級設置を基本とした正規教員の加配をさらにすすめるとともに、特別支援教育専門員と同様の日本語指導にかかるコーディネート役を創設するなど、日本語学級の充実に向けた施策を展開すること。

(7) 外国人児童生徒等への指導体制の整備等について、区市町村教育委員会に対する東京都教育委員会の取組支援を具体的に明らかにするとともに、効果検証を行うこと。

(8) 児童・生徒が、AI等の機械・機器との対話や録音ではなく、直接ネイティブスピーカーと生きた対話を繰り返し、英会話の成功体験が得られるよう、外国語指導助手（ALT）を増員すること。

(9) 各中学校で実施する英語スピーキングテストにおいて、事前準備等では教員の負担が軽減されていない実態がある。特に問合せ窓口についてはレスポンスも悪く、そもそもつながらないことから、現場の運営負担軽減を図ること。

(10) スピーキングテスト不受験者の点数算出については、都教育委員会が統一的に実施している英語学力検査の得点が相当する点数だとしている。英語学力検査とスピーキングテストの違

いが見えにくく、また不受験者も前回の 4 倍になっていることも鑑み、スピーキングテストの実施について改めて見直すこと。

2. 学校教職員の多忙解消とメンタルヘルス対策

(1) 【重点要求】

教員の負担軽減の観点から、現在モデル事業で実施しているエデュケーション・アシスタント【注 25】の拡充を行うこと。

(2) 【重点要求】

都内小中学校教職員のメンタルヘルス不調の状況や休職者数を校長会などに公表し、学校内で共有するとともに、実効ある対策を講じること。

(3) 都の教員定数の基準については、クラス数による専科数の基準を緩和し、専科教員を独自加配すること。

(4) 教員の働き方改革の観点から、教員 1 人あたりの持ちコマ数の上限を都独自で定めるとともに、講師の配置にあたっては、学校ごとに柔軟に対応できる制度とすること。

(5) 60 歳を超える教職員について、その体力に見合った具体的職務に制限すること。また、再任用者を定数外配置とし、担任等に比して負担を軽減すること。

(6) 国に対し、義務標準法による基礎定数・加配定数の改善や各種補助の拡充などの施策について、最重点として強く求めること。

3. 実社会に役立つ教育の充実

(1) 児童・生徒が闇バイト等に巻き込まれたり、ブラックバイトと言われるような労働状況に陥ったりしないための、ワークルール理解へのニーズが高まっていることに鑑み、学校で実施しやすい「水道キャラバン」や「薬物乱用防止教室」のような、外部派遣型の教育プログラムとして、「ワークルールキャラバン」の開発に取り組むこと。

【用語解説など】

【注 1】エンゲージメント

エンゲージメントとは、働く方が、仕事へのやりがい・働きがいを感じる中で、組織や仕事に主体的に貢献する意欲や姿勢を示す概念で、これが高まると、企業の生産性向上につながるとされている。

出所) My TOKYO Web サイト

【注 2】DX

デジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation）の略語。日本語では「デジタル変革」とも訳される。「デジタル化」が、デジタル技術を使って人手のかかっていたサービスを自動化したり作業を効率化することであるのに対して、DX は、デジタル技術やデータを駆使して、作業の一部にとどまらず社会や暮らし全体がより便利になるよう大胆に変革していく取り組みを指す。総務省情報通信白書では「企業が外部エコシステム（顧客、市場）の劇的な変化に対応しつつ、内部エコシステム（組織、文化、従業員）の変革を牽引しながら、第 3 のプラットフォーム（クラウド、モビリティ、ビッグデータ/アナリティクス、ソーシャル技術）を利用して、新しい製品やサービス、新しいビジネスモデルを通して、ネットとリアルの両面での顧客エクスペリエンスの変革を図ることで価値を創出し、競争上の優位性を確立すること」と定義している。

出所) #NHK Web サイト、総務省「令和 3 年版情報通信白書」2021 年 7 月 31 日

【注 3】就職氷河期世代

1990 年代～2000 年代の雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代で、希望する就職ができず、「不本意ながら不安定な仕事に就いている」「無業の状態にある」「社会参加に向けた支援を必要とする」など、様々な課題に直面している人が多い。

※就職氷河期世代の中心層は 1974 年～1983 年生まれの方。

出所) 厚生労働省 Web サイト

【注 4】ソーシャルファーム

自律的な経済活動を行いながら、就労に困難を抱える方が、必要なサポートを受け、他の従業員と共に働いている社会的企業のこと。東京都は 2019 年 12 月、「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」を施行し、自律的な経済活動の下、障がい者、ひとり親の方、ひきこもりを経験された方など、就労に困難を抱える方を全従業員の 20%以上雇用する社会的企業を東京都認証ソーシャルファームとしている。

出所) 東京都 Web サイト

【注 5】情報リテラシー（教育）

情報を主体的に利用する能力のこと。また、それを育成するための教育のこと。情報の利用には、情報の探索、評価、利用、発信といった一連のプロセスが含まれる。

出所) 文部科学省 Web サイト

【注 6】ICT ソリューション

情報通信技術を使った問題解決方法のこと。「ICT ソリューション＝情報通信技術を使って企業の課題や問題を解決する」ことで、ICT による業務の効率化や品質の向上などを実現することを意味する。

出所) RICOH 経営革新のための業種事例中小企業応援サイト

【注 7】ガスコージェネレーション

都市ガスなどの燃料を使用したエンジン等で電気をつくり、同時に発生する熱を冷房・暖房・給湯・蒸気などに利用できるシステム。

出所) 東京ガス株式会社 Web サイト

【注 8】レジリエンス（強化）

レジリエンスとは「しなやかな強さ」であり、ここでは再エネ等分散型電源の導入や多様化による電力ネットワークの強靱化をさす。

出所) 経済産業省「電力システムのレジリエンス強化」Web サイト

【注 9】アグリゲーター

電力を使用する多くの需要家が持つエネルギーリソースをたばね、需要家と電力会社の間に立って、電力の需要と供給のバランスコントロールや、各需要家のエネルギーリソースの最大限の活用に取り組む事業者のこと。「特定卸供給事業者」とも呼ばれる。

出所) 資源エネルギー庁「エネこれ」Web サイト

【注 10】デマンドレスポンス実証（DR 実証）

デマンドレスポンス（DR）とは、電気は「貯蔵できない」という性質を持つため、需要家側エネルギーリソース（太陽光発電・家庭用燃料電池・蓄電池、電気自動車等）の保有者もしくは第三者が、そのエネルギーリソースを制御することであり、電気料金設定や契約による実証が行われている。

出所) 資源エネルギー庁「エネこれ」Web サイト

【注 11】ZEV

ゼロエミッションビークルの略語。走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）のこと。

出所) 東京都環境局 Web サイト

【注 12】e-methane（イーメタン：合成メタン）

グリーン水素などの非化石エネルギー源を原料として製造された合成メタンの呼称。

【注 13】e-fuel

二酸化炭素（CO₂）と水素（H₂）を原材料として製造する石油代替燃料のこと。石油と同じ炭化水素化合物の集合体で、ガソリンや灯油など、用途に合わせて自由に利用できる。

出所）経済産業省資源エネルギー庁 Web サイト、日本ガス協会 Web サイト、
独立行政法人 エネルギー・金属鉱物資源機構 Web サイト

【注 14】バイオガス

バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用できるもので、石油、天然ガス及び石炭等から製造される製品を除くもの）から発生するまたは由来する可燃性ガスをいう。（主たる発生源は家畜排せつ物、下水汚泥、食品廃棄物等）

出所）東京ガス株式会社 Web サイト、経済産業省 Web サイト

【注 15】困難な問題を抱える女性への支援のための施策（東京都基本計画）

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」及び「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」の内容を踏まえ、東京都における困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開していくための計画。

出所）東京都福祉局 Web サイト

【注 16】「TOKYO パパ育業促進企業」

男性従業員の育業取得率を一定割合達成し、今後も継続して取得を促進する企業を、「TOKYO パパ育業促進企業」（以下「登録企業」という。）として登録し、取得率に応じた「TOKYO パパ育業促進企業登録マーク」を付与するもの。登録企業の企業情報や取組内容を東京都が専用 HP 等で積極的に PR することによりイメージアップを図り、男性の育業取得率向上への気運を醸成していくもの。

出所）東京都産業労働局 Web サイト

【注 17】「消費者安全確保地域協議会」（見守りネットワーク）

平成 26 年 6 月の消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）の改正により、高齢者、障がい者、認知症等により判断力が不十分となった方の消費者被害を防ぐため、地方公共団体及び地域の関係者が連携して見守り活動を行う「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）」を設置できることが規定された。

出所）高齢者・障がい者の消費者トラブル見守りガイドブック

【注 18】「特殊詐欺対策サービス」

通話録音機能付き端末（特殊詐欺対策アダプタ）に録音した通話録音データをクラウドに転送、サーバ（特殊詐欺解析サーバ）にて解析し、特殊詐欺であると疑われる場合には、本人や親族等の事前に登録した電話番号（日本国内の番号）やメールアドレスに注意を促す連絡が入る。これ

により、本人や親族等が詐欺の危険性を察知することが可能となるもの。

出所) NTT 東日本 Web サイト

【注 19】東京都食品ロス削減推進計画

食品ロス削減推進法に基づく「東京都食品ロス削減推進計画」を策定し、目標達成に向けて多岐にわたる食品ロス削減の各施策を着実に進めていくため、行政だけでなく消費者、事業者、関係団体など様々な主体と一丸となって行う取組み。

出所) 東京都環境局 Web サイト

【注 20】東京万引き防止官民合同会議

万引きに関する総合的な対策を推進するため、警察、自治体、各業界団体、関係機関・団体等が相互に連携した取組を展開するため、「東京万引き防止官民合同会議」を設置し、万引き防止対策に向けた会議を開催している（2009 年 12 月、全国で初めて開催）。

出所) 警視庁 Web サイト

【注 21】多摩格差

東京都の西側の多摩地域（26 市 3 町 1 村）と、東側の 23 区の財政状況や行政サービスなど、各種インフラの格差を示すもの。1975 年頃、高度経済成長によって多摩地域の人口が増加し、下水道や学校施設などのインフラ整備が追いつかず 23 区との格差が生じた。地域の交通や、体育館の空調、ごみ袋の有料化、公共施設の改修など現在も課題はある。

【注 22】人権デュー・デリジェンス（人権 DD）

企業がサプライチェーン上を含めた事業における人権リスク（例：強制労働など）を特定し、その防止・軽減を図り、取組みの実効性や対処方法について説明・情報開示する、という一連の行為のこと。世界的に「ビジネスと人権」への関心が高まる中、企業に求められる取組みとして人権 DD にも注目が集まっている。欧州を中心に人権 DD の義務化は進んでおり、日本では、政府により「『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020-2025）」（2020 年）、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（2022 年）が策定されるなど、国として企業の人権 DD の実施を促進している。

出所) 株式会社第一生命経済研究所 Web サイト

【注 23】こども若者シェルター

こども家庭庁が整備を進める、家庭などに居場所がない子どもや若者などの避難先。こども家庭庁より、こどもが親権者の同意がなくても利用できるなどとするガイドライン案が策定され、都道府県などに費用を補助する事業を 2025 年度からスタートした。

出所) こども若者シェルターに関する検討会 こども家庭庁

【注 24】「きみまも」

「トー横」問題をはじめさまざまな悩みを抱える青少年・若者を対象とした総合相談窓口。きみまもは、「君を守りたい」という思いから開設した。社会福祉士や公認心理師などの資格を持つ相談員がおり、安心して過ごすことができ、仲間と、相談員と、気軽におしゃべりできる憩いのスペース。

出所) 東京都 Web サイト「きみまも@歌舞伎町」

【注 25】エデュケーション・アシスタント

児童へのきめ細かな対応が必要な小学校の第1学年から第3学年までにおいて、学級担任を補佐し、副担任相当の業務を担うスタッフ。児童一人一人に合わせた学習サポートを行ったり、登下校や休み時間中の児童の様子を見守ったりすることで、児童が安心して学校生活を送れるように支え、児童の連絡帳確認、教材作成や制作物の掲示等、学校における様々な業務にも携わる。

出所) 東京都教育委員会 Web サイト

【参考】

2024年11月5日

東京都知事

小池 百合子 様

日本労働組合総連合会東京都連合会

会 長 齊 藤 千 秋

要望書

国内の経済情勢は、企業収益、雇用・賃金が改善し、緩やかに景気が回復しているものの、物価上昇が賃金上昇を上回り、実質賃金のマイナスが続き、個人消費の弱さが課題となっています。2024年4-6月期のGDPの成長率は前期比で0.8%増、名目GDP成長率は前期比で1.8%増と、ともに2四半期ぶりのプラスとなりました。しかし実質賃金は同年6月に27か月ぶりにプラスとなったものの、同年8月時点で3か月ぶりにマイナスに転じており、物価高の影響が続いています。

東京の同年4-6月の完全失業率は3.0%で前年同月に比べ0.4ポイント上昇、同年6月の有効求人倍率は1.52倍でした。また、2023年労働力調査では、雇用者数は764万3千人で、前年に比べ4万3千人増加したものの、非正規雇用労働者が全雇用労働者の約34%、約243万人に増えており、その約7割を女性が占めています。無期雇用を望む不本意非正規雇用労働者は、全国で196万人います。

経済の本格回復と自律的成長には、雇用の安定、失業なき労働移動を前提とした生産性の向上、実質賃金の上昇、所得の向上が必要であり、効果的な就労支援、職業能力開発が引き続き重要となります。また、すべての労働者が安心して働き続けることのできる職場環境の更なる整備も求められます。

さらに、地域においては、いわゆる「多摩格差」を解消するための整備に加え、社会インフラ等を支える公的サービスにおける人材と質を確保するための労働環境等の改善がますます重要となっています。

連合東京は、働く者、生活者の立場から、東京都に対して下記のとおり要望します。都の施策に反映いただけますようお願い申し上げます。

記

1 カスタマーハラスメント対策の強化と周知・啓発の促進

都民に対するカスタマーハラスメント防止条例およびガイドラインの正しい理解・啓発に向けた周知とともに、実効性のあるカスタマーハラスメント防止策を促進する取り組みを求めます。

2 多摩地域の持続的な発展

市町村総合交付金制度を充実するとともに、市町村立学校の給食費無償化を来年度以降も継続できるよう、取り組みの強化を求めます。また、高齢者の移動の権利として、多摩都市モノレールをシルバーパスの適用とするよう求めます。

さらに、多摩地域の保健所機能について、新設した「市町村連携課」の取り組み強化とともに、必要に応じて都立保健所の増設を求めます。

3 雇用安定と所得向上の取り組み

女性、就職氷河期世代、就労困難者などの雇用安定と所得向上に向け、就労支援、職業能力開発事業の更なる推進を求めます。特に、不本意非正規雇用となっている人が安心して正規雇用できる施策の推進を求めます。

また、男女間賃金格差の解消に向け、中小企業における賃金テーブル作成などを支援できる社会保険労務士による相談窓口の設置を求めます。

4 公契約条例の制定

東京都の「持続可能な公共調達」(SDGs)、経済の持続的発展のため、都発注の公共サービスのサプライチェーンにおける適正取引、働く人への適切な賃金・報酬の支払いを確保する「東京都社会的責任調達条例」※の制定を求めます。

※労働条項のある公契約条例。公契約条例は、2024年9月末現在、都内14区3市が制定、都内複数自治体や隣県が条例制定等に関し検討中。

5 東京の公共サービスを支える従事者の処遇改善

質の高い公共サービスの提供と、東京の生活実態に見合う賃金水準確保のため、東京都の公共サービス従事者の処遇改善を求めます。

特に、特別区清掃事業を受注する民間事業者のもとで働く清掃労働者等に対する適正な賃金・報酬の支払いを求めます。

以 上

【参考】

2025 年 2 月 3 日

令和 7 年度 東京都予算案に対する事務局長談話

日本労働組合総連合会東京都連合会
事務局長 佐藤 重己

1 月 31 日 東京都は令和 7 年度予算案を発表した。

一般会計予算は、9 兆 1,580 億円（前年度比 7,050 億円、8.3%増）と過去最大となり、うち一般歳出（政策的経費）は、6 兆 8,978 億円（同 5,276 億円、8.3%増）と 5 年連続の増額となった。都税収入は、企業収益の堅調な推移による法人二税の増や、雇用・所得環境の改善に伴う個人都民税の増などにより、6 兆 9,296 億円（同 5,431 億円、8.5%増）となった。基金残高は 1 兆 6,570 億円（前年度最終補正後予算比▲6,456 億円、28.0%減）となり、都債残高は将来世代の負担も考慮し、借金である都債の発行額を抑制したことから、4 兆 4,431 億円（同▲2,893 億円、6.1%減）となる見込みである。都は同予算について「東京のポテンシャルを最大限活かし『ダイバーシティ』『スマートシティ』『セーフシティ』の 3 つのシティを進化させ『世界で一番の都市・東京』の実現に向けた施策を積極的かつ着実に展開していく」としている。

都民が安心して暮らし活躍するための施策や人への投資となる予算方針は評価する。

昨年 11 月に東京都が行った令和 7 年度予算に関する団体ヒアリングにおいて、連合東京が要望した施策に多くの予算が計上された。特に、多摩地域の持続的な発展のため、市町村総合交付金や公立小学校給食費負担軽減事業などが増額されたことは評価する。また、雇用安定と所得向上に向けた支援策として、女性の活躍を推進するための支援事業をはじめ、価格転嫁の促進、賃上げを実現する企業の後押しのサポート、相談窓口の新設などを講じており、中小企業の賃上げ原資確保に着実に繋がる施策の効果を期待する。

カスタマーハラスメント防止条例の 4 月施行に向け、条例の実効性を確保するガイドラインを示すとともに、現場における正しい運用のため、ポスター・動画などによる啓発を期待したい。その他、課題解決に向けた施策の進捗と効果を把握し、必要な対応を求めていく。

連合東京は引き続き、「働くことを軸とする安心社会」、持続可能で包摂的な社会の実現をめざし、働く者・生活者のための政策実現に尽力する。

【連合東京が要望した施策への予算計上（抜粋）】

1. カスタマーハラスメント対策の強化と周知・啓発の促進
ハラスメント防止対策推進事業 0.4 億円（前年度 0.8 億円）
カスタマーハラスメント防止対策推進事業 49 億円（新規）
団体連携によるカスタマーハラスメント防止条例普及促進事業 5.1 億円（新規）
2. 多摩地域の持続的な発展
東京都市町村総合交付金 705 億円（前年度 620 億円）
東京都公立学校給食費負担軽減事業 251 億円（前年度 239 億円）
3. 雇用安定と所得向上の取組
就活エクスプレス事業 1.5 億円（前年度 1.5 億円）
キャリアチェンジ再就職支援事業 30 億円（前年度 30 億円）
女性管理職比率・男女間賃金格差改善促進事業 7.2 億円（新規）

以 上

2025～2026 年度 連合東京政策・制度要求

2025 年6月発行

編集・発行 日本労働組合総連合会東京都連合会（連合東京）

〔所在地〕 〒108-0023 東京都港区芝浦 3-2-22 田町交通ビル 2F

〔担当〕 連合東京政策局

〔TEL〕 03-5444-0510

〔FAX〕 03-5444-0303

〔HP〕 <https://www.rengo-tokyo.gr.jp>